

5. 一般教育部試験細則

(総 則)

第1条 一般教育部が開講する科目の定期試験、追試験及び再試験（以下「追再試験」という。）及び再受験については、この細則による。

(定期試験)

第2条 試験は原則として前期、後期の終りに「定期試験期間」を設けて行う。なお、定期試験期間に行う試験のほか前期・後期最終週等の授業内に一般教育連合教授会の承認を得て行う「期間外試験」も定期試験に含める。また、定期試験をレポート課題により行う場合は、課題提出締切日の2週間以上前から課題を掲示（通知）することとする。

- 2 評価は、優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59～0点）の4種をもって表し、優・良・可を合格、不可を不合格とする。
- 3 一般教育連合教授会が特に定める場合を除いては、各科目の年間授業時間数（試験週間等は含めない実授業時間数）の3分の1以上欠席した者は、当該科目のその年次の試験（成績）を無効とする。
- 4 すべての試験の場合に次の事項に注意しなければならない。
 - (1) 試験場においては、監督者の指示に従うこと。
 - (2) 試験場においては、所定の席順（原則として学籍番号順）に着席すること。
 - (3) 学生証は机上の監督者の見易いところに明示すること。なお、学生証を忘れた者は所属の学部事務室（薬学部、獣医学部の学生は教学センター事務室一般教育課）で受験許可証の交付を受けてからでないことと受験できない。
 - (4) 参考書、ノート等の使用は、監督者の指示に従うこと。計算用紙は、所定のものを以外認めない。
 - (5) 下敷きの使用は原則として認めない。また、ベンケースは「カバン等」の中にしまうこと。
 - (6) 席順票が配布されたら学籍番号、氏名を記入して後席に回すこと。
 - (7) 試験開始後20分以降の入場及び25分以内の退場は認めない。
 - (8) 答案を書き終えた者は、答案用紙を提出して退場すること。
 - (9) 答案は必ず提出すること。
 - (10) スマートフォン・タブレット・携帯電話等は電源を切り、身につけずに「カバン等」の中にしまうこと。
 - (11) 腕時計型の「スマートウォッチ」のような通信機能・PC機能を備え、身につけることのできる機器の持ち込みを禁止する。発見した場合は、不正行為と見なす可能性がある。
 - (12) 不正行為並びに同行為の疑いを受けるようなことは一切しないこと。不正行為又は同行為とみなされるような行為は学則に従い処分する。
- 5 試験を受験するに際し、学生証を携帯しない者に対する受験許可証発行手数料は、1日500円とする。

(追試験)

第3条 追試験は原則として実施する。

- 2 追試験は、病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者について、一定の期間内に実施する試験のことである。なお、定期試験がレポート課題であった場合は、追試験を行わないこととし、インフルエンザ等の伝染性疾患についても例外とはしない。
- 3 前条の事由により、追試験を願ひ出る者は、試験期間終了後原則として3日以内に、追試験受験願をクラス主任又はチューターの承認を得たうえで所属の学部事務室（薬学部、獣医学部の学生は教学センター事務室一般教育課）に提出しなければならない。この期間内に願ひ出ない者の追試験は認めない。

- 4 追試験受験願を提出するときは、欠席事由を証明する書類等を添付しなければならない。
- 5 追試験受験願の提出があった学部は、追試験受験願及び欠席事由を証明する書類等を取りまとめ、指定期日までに一般教育部長あてに提出する。
- 6 一般教育部長は定期試験欠席の事由が正当であり、かつ平素の履修状況及び出席状況が良好であると認められた者に限り、追試験の受験を許可する。なお、定期試験欠席の正当な事由と認められるのは、原則として次の場合である。
 - (1) 自己の病気又は怪我（医師の診断書又は療養中であったことを証明する書類を添付）
 - (2) 電車、バス等、交通機関の事故（事故・遅延証明書添付）
 - (3) 三親等内の親族の死亡の場合（死亡診断書・埋葬許可書等(写)又は死亡が確認できる書類を添付）（注）試験時間の誤認、バスの自然渋滞による遅延、自動車、バイク、自転車等の故障、寝ぼけ等は認められないので注意すること。
- 7 追試験受験願を提出した者の受験許可、試験実施の期日、試験時間割等については、掲示をもって告示する。
- 8 追試験は原則として、前期においては後期授業開始前までに、また後期においては2月中旬までに実施する。
- 9 追試験の受験料は、各学部が定める試験内規あるいは試験細則に従うものとする。
- 10 追試験の成績は、満点を90点とし、60点以上を合格とする。
ただし、医学部は80点以上をすべて79点とし、60点以上を合格とする。
- 11 試験を受験するに際し、学生証を携帯しない者に対する受験許可証発行手数料は、1日500円とする。

(再試験)

第4条 再試験は原則として実施しない。

ただし、平素の履修状況及び出席状況が良好であるにもかかわらず、試験成績が合格点に達しなかった者（定期試験欠席者のうち追試験受験資格のない者を含む）については、一般教育連合教授会の承認を得て同一年度内に一回再試験を実施することがある。

- 2 再試験を願ひ出る者は、所定の期間内に、再試験申込書を所属の学部事務室（薬学部、獣医学部の学生は教学センター事務室一般教育課）に提出しなければならない。この期間中に願ひ出ない者の再試験は認めない。
- 3 再試験の受験料は、各学部が定める試験内規あるいは試験細則に従うものとする。
- 4 再試験の成績は、満点を70点とし、60点以上を合格とする。ただし、医学部は70点以上をすべて69点とし、60点以上を合格とする。
- 5 再試験については、本細則第3条第7項及び第8項を準用する。
- 6 試験を受験するに際し、学生証を携帯しない者に対する受験許可証発行手数料は、1日500円とする。

(再受験)

第5条 再受験は原則として実施しない。

- 2 再受験は、やむを得ない事由により追再試験を受けることができなかった者について、一定の期間内に実施する試験のことである。
なお、追再試験がレポート課題であった場合は、再受験の対象としないこととし、インフルエンザ等の伝染性疾患についても例外とはしない。
- 3 前項の事由により、再受験を願ひ出る者は、当該追再試験実施当日の午後5時までに所属の学部事務室（薬学部、獣医学部の学生は教学センター事務室一般教育課）へ連絡をしたうえで、試験期間終了後3日以内に再受験受験願をクラス主任又はチューターの承認を得たうえで所属の学部事務室（薬学部、獣医学部の学生は教学センター事務室一般教育課）に提出しなければならない。この期間内に願ひ出ない者の再受験は認めない。
- 4 再受験受験願を提出するときは、欠席事由を証明する書類等を添付しなければならない。
- 5 再受験受験願の提出があった学部は、再受験受験願及び欠席事由を証明する書類等を取りまとめ、指定期日までに一般教育部長あてに提出する。
- 6 一般教育部長は追再試験欠席の事由が正当であり、かつ平素の履修状況及び出席状況が良好であると認められた者に限り、再受験の受験を許可する。なお、追再試験欠席の正当な事由と認められるのは、原則として次の場合である。
 - (1) 自己の感染性疾病（※疑いを含む）（医師の診断書又は療養中であったことを証明する書類を添付）
《対象となる感染症》麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、インフルエンザ、百日咳、水痘、咽頭結膜炎、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、ノロウイルス肺炎、感染性腸炎、流行性角結膜炎、帯状疱疹、その他、学校保健安全法指定感染症（第一種～第三種）。
 - (2) 三親等内の親族の死亡の場合（死亡診断書・埋葬許可書等(写)又は死亡が確認できる書類を添付）
- 7 再受験受験願を提出した者の受験許可、試験実施の期日、試験時間割等については、掲示をもって告示する。
- 8 再受験は原則として、前期においては後期授業開始前までに、また後期においては2月中に実施する。
- 9 受験料は徴収しない。

- 10 評価については本細則の第3条10項及び第4条4項を適用する。
- 11 試験を受験するに際し、学生証を携帯しない者に対する受験許可証発行手数料は、1日500円とする。

附則

- 1 追試験及び再試験の受験料は、各学部が定める試験内規あるいは試験細則に従うものとする。
- 2 試験を受験するに際し、学生証を携帯しない者に対する受験許可証発行手数料は、1日500円とする。
- 3 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この細則は、平成28年3月11日から施行する。

以 上